

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令
(案)に関する意見募集の結果について

令和6年7月31日
厚生労働省医薬局
医薬品審査管理課化学物質安全対策室

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)について、令和6年3月18日(月)から同年4月16日(火)までご意見を募集したところ、合計5件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(1) 省令案に寄せられたご意見とそれに対する考え方

案に対するご意見	ご意見に対する厚生労働省の考え方
表の「傍線部分」は「下線部分」ではないのか？	本改正では変更部分を傍線と表現しております。
トリスもビスも有害であるが故に、現在検出ゼロが義務付けられているものである。製造側の理由や都合による安易な基準緩和はするべきではない。全ての基準は安全が第一で、防災カーテンが火災で有毒ガスを発するなど、本末転倒である。	今般の試験法の改正は基準を緩和するものではありません。今般の試験法の改正後も現行試験法の検出限界と同水準の基準を設定するため、現行試験法の検出下限値に相当する値を基準として設定するものです。

(2) 省令案以外についてその他寄せられたご意見

歯磨き粉に含まれているフッ素、歯磨き粉に含まれている研磨剤の使用を禁止にする法案を考えて頂きたい。

柔軟剤、人口精製された香料が原因で、健康被害を訴えている方々が多くいる。又、柔軟剤の使用が原因で、排水管(下水管)の寿命が短くなっている。柔軟剤の使用が原因で、水質汚染が増加している。早急に、大至急、柔軟剤の製造を禁止、洗剤に香料を含ませないようにする法案を決めて頂きたい。

化学物質過敏症という疾患をよく聞くようになった。日用品や家庭用品に含まれる有害物質について、現状維持ではなく規制を強化するようにしたほうが良い。化学物質過敏症は、曝露した化学物質による中毒症状から発症することが多いといわれている。日常にありふれた有害物質を少しでも減らしていく努力が必要である。